

## 西東京市市税口座振替・自動払込に関するご案内

- 1 残高不足等の理由で振替（払込）が出来なかった場合、再振替はできません。後日、納付書をお送りします。納付場所および納付方法は納付書裏面をご覧ください。なお、連続して3期以上振替（払込）ができない場合は口座振替・自動払込の取り扱いを廃止させて頂くことがあります。
- 2 還付金が発生したときは、振替指定口座に振り込みをします。
- 3 過年度賦課や随時賦課分については、口座振替（自動払込）はできません。
- 4 分割納付は口座振替（自動払込）にはなりません。
- 5 振替（払込）日は、各納期限の日とします。なお、納期月の月末日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。
- 6 振替済みの確認は、お手元の預貯金通帳によりお願いします。
- 7 口座名義人がお亡くなりになられた場合、口座振替は廃止させていただきます。新たに口座振替をご希望の場合は再度の申請が必要です。
- 8 口座振替（自動払込）をやめる場合は、必ず解約依頼書を提出してください。手続き完了後、残りの納期分について納付書をお送りします。

## 預金口座振替規定（ゆうちょ銀行・郵便局を除く金融機関宛）

1. 西東京市から市税納付書（振替請求）が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書（振替請求）に記載された納付期日にその金額を預金口座から引き落としのうえ西東京市に納付してください。この場合、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振出しはいたしません。
2. 振替日において納付書記載（振替請求）金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるとときは、私に通知することなく、納付書（振替請求）を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解除するときは、私から貴店に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり西東京市から当該税目につき振替依頼がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものととして取り扱ってさしつかえありません。
4. 貴店に対して領収証書の請求はいたしません。
5. この預金口座振替の取り扱いについて仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行・郵便局をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。